

表 1：必要な機材

区分	具体的な取り扱い
必要機材	電話を用いた診療は電話。情報通信機器を用いた診療はインターネット、パソコンやスマートフォン等。

表 2：患者から電話等を用いた診療・処方の求めがあった場合の対応

患者の受診状況	歯科医師の判断	対応	保険請求	
初診・再診	診療は不要	健康相談	×	
初診・再診	対面診療が必要	受診勧奨 (自院で対面診療、他院へ紹介) 応招義務違反に当たらない	受診勧奨のみ	×
			自院で対面診療	初・再診料や治療の費用

患者の受診状況		歯科医師の判断	対応（処方が必須）	保険請求
初診	過去カルテ等あり（※1）	電話等を用いた診療および処方が可能＋処方が必要	診療および処方	○歯科訪問診療 3・185 点 ○処方箋料、処方料、調剤料、薬剤料、調剤技術基本料 ○レセプトの摘要欄「コロナ特例」
	カルテ等なし		診療および処方 (処方日数の上限は 7 日)	
再診	対面診療にて、既に治療中の疾病あり（※5）		診療および処方（※2）	○再診料 53 点（※3） ○処方箋料、処方料、調剤料、薬剤料、調剤技術基本料 ○歯周病患者画像活用指導料 10 点及び歯科治療時医療管理料 45 点（月 1 回に限り）（※4） ○レセプトの摘要欄「コロナ特例」

※1：過去のカルテ、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク又は健康診断の結果等から、口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認を行った場合をいう。

※2：これまで処方されていた薬に加え、疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対しては、これまで処方されていない薬を処方可能。

※3：歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準を届出している場合は 53 点、届出していない場合は 44 点。地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準を届出している場合は 73 点。

※4：電話等を用いた診療を行う以前に、対面診療にて歯科疾患管理料または歯科特定疾患療養管理料を算定した患者に対し、管理等を行った場合に限る。なお、歯科治療時医療管理料を届出できなくても算定できる。

※5：既に治療中の患者において、他の疾患について自院で初診を行った場合も含む。

表 3 : 電話等を用いた診療を行う場合の取り扱い

区分	取り扱い		
診療を行う場合	患者への説明	電話等を用いた診療に適さない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等を患者に説明し、内容をカルテに記載。	
	対面診療が必要な時	対面診療が必要と判断される場合は速やかに自院での対面診療に移行する又は、困難な場合はあらかじめ承諾を得た他院へ紹介。	
	資格確認 (成りすまし防止)	電話の場合	被保険者証の写しを FAX で送付、写真データをメールで送付などで確認。難しい場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）、被保険者証の内容（保険者名、保険者番号、記号、番号など）を電話で確認。
		視覚情報付き通信の場合	患者は被保険者証で、歯科医師は顔写真付きの身分証明書で、互いに確認。歯科医師は、歯科医師の資格があることを証明することが望ましい。
		虚偽疑い	患者の虚偽申告での処方疑われる事例があった場合は、東京都に報告。
対面診療で既に治療中の疾患がある患者	2回目以降の診療を電話等を用いた診療で行う際、今まで処方されていない薬を処方する場合は、電話等を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者説明し、同意を得る。内容を診療録に記載。		
院外処方を行う場合	処方箋と薬の提供	患者が希望する薬局に FAX など処方箋を送付し、カルテに薬局を記載した上で原本を薬局へ郵送などで送付（原本は医療機関でも保管）。薬局から薬が患者へ送付等される。	
	電話等を用いて初診を行った患者	過去のカルテ、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク又は健康診断の結果等から基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記。	
	電話等での指導希望時	患者が、薬局において電話等を用いた情報の提供と指導を希望する場合、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載。	
院内処方を行う場合	郵送できる薬の時	患者と相談の上、薬の品質保持（温度管理を含む。）や確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡す。発送後、薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等で確認。	
	特別な対応が必要な時	薬の品質保持に注意を要する場合や早急な授与が必要な場合、適切な配送方法を利用する、自院の従事者が届ける、患者又はその家族等に来院を求める等、工夫して対応する。	
患者の支払い	銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済などでもよい。薬を自院から郵送する場合は配送業者による代金引換も認められる。領収書と明細書は、FAX、メール、郵送等により無償で患者に交付。		
収束後	感染が収束して電話等を用いた診療の取り扱い（事務連絡）が廃止された後に、患者に対面診療を行う。		